



平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美 ほか32名

被告 国

証拠説明書(6)

令和2年10月16日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

高	洲	昌	弘
川	端	裕	子
前	川		悠
荒	木	佑	馬
近	藤	敦	哉
森	田	大	輔
田	卷	忠	男
林		孝	博
木	幡		匠
西	澤	賢	太郎
高	畑	栄	治
青	山	貞	雄
倉	澤	博	之
瀧	ヶ 崎	由	一
土	田		純
大	坪	昌	彦
清	水	邦	芳
村	田	和	基

花奈二靖弘明誠子男夫幸之明
由加剛充和 希紀 亜美孝紀俊喜
地邊田橋本達藤儀藤木名谷木
菊渡内高松神近與工青椎大鈴

略語は従前の例による。

号証	標目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙71	河川改修計画の実際 (抜粋) (小坂忠) (社団法人全日本建設 技術協会)	写し 昭和 55.9.1	河川整備に係る技術的制約の一つとして挙げられる、いわゆる「下流原則」の内容及び根拠
乙72 の1	履歴概要 (関東地方整備局)	写し 令和 2.9	昭和初期から昭和40年代まで、平成13年以降、それぞれの期間に係る堤防整備等の範囲
乙72 の2	整備概要図1 (関東地方整備局)	写し 令和 2.9	昭和初期から平成12年までの鬼怒川の直轄管理区間全体における堤防の整備状況
乙72 の3	整備概要図2 (関東地方整備局)	写し 令和 2.9	平成13年以降の鬼怒川の下流区域における堤防の整備状況
乙73 の1	23年度根拠資料 (抜粋) (下館河川事務所)	写し 平成 24.1	被告が、若宮戸地区の24.75キロメートル付近及び25.25キロメートル付近について、堤防の整備箇所と認識していたこと
乙73 の2	26年度根拠資料 (抜粋) (下館河川事務所)	写し 平成 26.10	同上
乙74	河川経済調査マニュアル	写し 平成	事業再評価の資料の記載における「堤

	ル (抜粋) (建設省河川局)		11.6	「防高」は堤防の物理的高さ及び堤防の質を含めた機能評価を含むものであること
--	-----------------------	--	------	---------------------------------------